

—————JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.—————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス評価のレビュー結果を公表します。

Vena Energy のグリーンファイナンス・フレームワークの レビューを実施

評 価 対 象 : Vena Energy によるグリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワークレビュー結果>

総合評価	Green 1(F)
グリーン性評価（資金使途）	g1(F)
管理・運営体制及び透明性評価	m1(F)

1. 概要

JCR では、2019年9月18日に、Vena Energy（当社）のグリーンファイナンス・フレームワークに対して、グリーンファイナンス・フレームワーク評価”Green 1(F)”を公表した。主な概要は以下のとおりである。

Vena Energy（当社）は、シンガポールに本社を置き、アジア太平洋地域において太陽光、風力発電事業を行う企業である。Vena Energy の総資産は2020年6月末で約56億米ドルに上り、アジア太平洋最大の独立系再生可能エネルギー発電事業者（IPP）となっている。12年の設立以来、アジア太平洋各国の太陽光、風力発電、バッテリーによるエネルギー貯蔵事業に積極的に参入しており、高い事業運営能力の下、2020年6月末時点で7カ国において出力合計約2.9GW（建設中・開発段階含む）の太陽光、風力発電所およびバッテリーによるエネルギー貯蔵事業を所有している。世界有数の独立系インフラ投資ファンドであるGlobal Infrastructure Partners（GIP）が18年にVena Energyの前身であるEquis Energyを買収し、現名称に変更の上、Vena Energyのメインスポンサーとなっている。買収にあたっては、カナダ最大の年金基金の一つであるPublic Sector Pension Investments（PSP）、中国の政府系ファンドであるChina Investment Corporation（CIC）の3者からなるコンソーシアムが形成された。コンソーシアムの出資比率は非公表であるが、GIPの出資比率が過半数を占める。

（以下、2019年9月18日の評価レポートより抜粋）

当社が定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」）では、グリーンボンド又はグリーンローンで調達した資金は、1.太陽光発電、2.洋上・陸上風力発電、3.水力発電

(15MW 未満の小規模水力の新設又は 20MW 超の既存の大規模水力発電の改修) に対する新規投資及びリファイナンスに充当される予定である。JCR では、当該資金使途は、再生可能エネルギーとして脱炭素化に資するグリーンプロジェクトであり、環境改善効果が高いと評価している。上記発電施設建設、運営に際して想定される環境社会面への負の影響については、IFC Performance 基準¹等の国際基準に準拠し、最小化する体制を確保していることから、負の影響が環境改善効果を上回る蓋然性も低い。

当社はグリーンプロジェクトの選定基準や実際の選定、レポーティング等を監督するサステナビリティ委員会を設立したこと、調達した資金を別口座で分別管理し、充当計画レポートを国別・資産別に毎年公表予定であること、インパクトを測る KPI についても適切な設定がなされていることから、JCR では当社が強固な管理運営体制を構築し、グリーンボンド・グリーンローンに関して高い透明性を有していることを確認した。

(以上抜粋終わり)

今回のレビューは、当社が定めた本フレームワークが修正されたことを受けて行うものである。当社は、本フレームワークにおけるグリーン適格分類に従来の「再生可能エネルギー」の他に、「省エネルギー」および「循環型経済に関する技術およびプロセス」を追加した。JCR では、これらの追加された適格グリーン類型が、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」に適合しているかどうかについて確認を行う。上記の原則およびガイドラインは、それぞれ国際資本市場協会 (ICMA)、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA) およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA)、環境省が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。JCR では、グリーン適格分類を確認した結果、環境改善効果を有しているプロジェクトを含むカテゴリーであると評価している。

また、当社はグリーンプロジェクトの選定基準や実際の選定、レポーティング等を監督するサステナビリティ委員会を有していること、調達した資金を別口座で分別管理し、充当計画レポートを全額充当まで毎年公表予定であること、インパクトを測る KPI についても適切な設定がなされていることから、JCR では当社が強固な管理運営体制を構築し、グリーンボンド・グリーンローンに関して高い透明性を引き続き有していることを確認した。

この結果、今回のレビュー対象となるグリーンファイナンス・フレームワークは、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価 (資金使途) 評価」を”g1(F)”、「管理・運営体制及び透明性評価」を”m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 (総合評価)」を”Green1(F)”とした。詳細な評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークはグリーンボンド原則 (2018 年版)、グリーンローン原則 (2020 年版)、環境省によるグリーンボンドガイドライン (2020 年版) およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

¹ IFC Performance Standard (2012 年版)とは、事業会社が持続可能な開発を行うことをコミットするために設けられたリスク管理基準。

2. レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

(1) 資金使途(適格クライテリア)

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法から変更はないか。

(2) 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて変更はないか。

(3) 資金管理の妥当性及び透明性

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか。

(4) レポーティング体制

グリーンファイナンスにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトからもたらされた環境改善効果が、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

(5) 組織の環境への取り組みについて

発行体の経営陣が環境問題について、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

3. レビュー内容

(1) 資金使途(適格クライテリア)

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途として本フレームワークで掲げられたグリーン適格事業は、再生可能エネルギー、省エネルギーおよび循環型経済に関する技術およびプロセスであり、高い環境改善効果が期待できる。

当社では、グリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）において、調達資金の使途を以下の通り定めている。

グリーン適格分類	資金使途
再生可能エネルギー	<ol style="list-style-type: none"> 水力：河川水流利用、小水力（15MW 未満(CDM²定義） 温帯地域における既存の大規模水力 （20MW より大きいもの）、 大規模水力システムのリパワーリング（改修） 太陽光発電：太陽光発電設備、集光型太陽熱発電に係るインフラストラクチャー、製造、発電所までの送電線 風力発電：洋上・陸上風力発電施設、インフラストラクチャー、製造、送電線

この度、当社では上記の調達資金の使途に加えて、下記についても本フレームワークに加えている。

(追加された資金使途)

グリーン適格分類	資金使途
省エネルギー	<p>エネルギー貯蔵：大規模バッテリー、揚水水力発電、フライホイール蓄電システム、圧縮空気エネルギー貯蔵</p> <p>(エネルギー貯蔵システムデザインの研究・開発、部品製造、エネルギー貯蔵システムや負荷管理システムの一部としての送配電インフラを含む)</p>
循環型経済に関する技術およびプロセス	<p>循環型経済に向け改善が期待される以下のプロジェクトが対象である</p> <ol style="list-style-type: none"> 原材料のリサイクル、再精製、再利用・再販売 (廃棄原材料の輸送に関するプロジェクトは除く) 組織的な漏出および環境への負の影響を最小化することに貢献する、維持システム、原料および（または）資産への投資 (天然ガスおよび（または）メタンの漏出を防ぐプロジェクトへの投資は除く)

² 気候変動枠組条約京都議定書に定めるクリーン開発計画(Clean Development Mechanism)

追加された資金使途のうち、グリーン適格分類で「省エネルギー」に分類されるプロジェクトは、電力エネルギーを貯蔵する技術に関するものである。

太陽光、風力といった再生可能エネルギーは、日射量や風の吹き具合といった気象条件によって発電量が変動し、安定した電力供給が難しいといった特性を有している。エネルギー貯蔵の技術は、この再生可能エネルギーの発電特性を補い、発電量が多いときにエネルギーを貯蔵しておき、発電量が減少したときに保存していたエネルギーを電力に変換して供給することで安定的な電力供給を可能とするものである。IRENA（国際再生可能エネルギー機関）が2020年3月に発表した報告においても、2030年までに2017年時点のエネルギー貯蔵能力から数倍以上に増加すると予測を立てており、技術開発の進展に伴って今後一層の普及が期待される。なお、当社では、本適格グリーン分類に従い、オーストラリアに大規模バッテリー設備を建設中である。JCRでは、再生可能エネルギーの利用を促進するエネルギー貯蔵に関するグリーン適格分類は、環境改善効果を有していると評価している。

「循環型経済に関する技術およびプロセス」については、当社が保有する資産を処分または使用可能年数を延ばす技術及びプロセスについて、適格グリーン分類に取り入れたものである。再生可能エネルギー発電設備については、一例として太陽光発電設備ではパネルの種類によって鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が含まれており、自然災害によって破損した太陽光パネルが適切な処分方法が行われずに社会問題となるなど、適正な処分および管理が課題となっている。

太陽光パネルでは、製造寿命は25年から30年とされており、今後発電設備の経年に伴い、パネル等のリサイクル、再精製、再利用や、有害物質の適切な処分が求められると考えられる。従って、環境に対する負の影響を最小化する上記プロジェクトを資金使途とすることは適切であるとJCRでは評価している。

なお、今回の本フレームワークの改訂に際して、資金充当の対象とするプロジェクトのロックバック期間は、電力購入契約（PPA）が有効である期間であることが明記された。日本においては、固定価格買取制度（FIT）期間のプロジェクトについては資金充当の対象となる。この件について、JCRは当社にヒアリングを行い、PPA期間中の資金調達に関するリファイナンスリスクを減らすため、PPA期間をカバーする長期の借入や債券発行が可能な際には、PPA契約が比較的古いプロジェクトについても資金使途の対象とするとの回答を得ている。JCRでは、当社の考え方は理解しつつも、再生可能エネルギーの普及を行う上では、資金充当の対象となるプロジェクトは、なるべく新しいものが望ましいと考えている。

JCRでは、今回のレビューに当たりフレームワークで適格とした資産の一覧を確認し、全て問題なく稼働していることを資料の徴求及びヒアリングによって確認した。

- ii. 本フレームワークにおける資金使途は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、環境省のグリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」、「省エネルギー」および「汚染の防止と管理」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

当社は、IFC Performance Standard で定める以下の8つの基準に基づき、個々の事業について持続可能な開発を行うためのリスク評価・管理を行っている。

パフォーマンス基準 1	社会・環境リスク評価および管理システム (Social and Environmental Assessment and Management System)
パフォーマンス基準 2	労働環境 (Labour and Working Conditions)
パフォーマンス基準 3	汚染の防止および抑止 (Pollution Prevention and Abatement)
パフォーマンス基準 4	コミュニティの健康、安全保障 (Community Health, Safety and Security)
パフォーマンス基準 5	土地収用と非自発的再定住 (Land Acquisition and Involuntary Resettlement)
パフォーマンス基準 6	生物多様性の保全と持続可能な生物管理 (Biodiversity Conservation and Sustainable Natural Resource Management)
パフォーマンス基準 7	先住民 (Indigenous Peoples)
パフォーマンス基準 8	文化遺産 (Cultural Heritage)

当社ではまた、IFC パフォーマンス基準及び世銀グループが策定している環境健康安全ガイドライン (Environment, Health, Safety Guidelines³) に基づき、環境面のみならず労働者の安全面にも十分な配慮を行っている。この中には、廃棄物処理基準や台風等の緊急時対策もプロジェクトベースで適切に計画されている。また、リスク評価・管理の実務に係る環境・社会およびガバナンス方針(ESG 方針)を定め、その中で当社の取締役会、所在国の責任者、各地域のマネジメントチームにおける責務が明確に定められている。

このように厳格なデューデリジェンスと案件監理におけるリスク管理が徹底されている結果として、現在当社が開発・運営している発電所・事業所において、本レビューの時点で係争その他問題が発生しているサイトは1か所もないことをJCRはヒアリングで確認している。

(2) 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

JCR では本フレームワークに記載された選定基準およびそのプロセスに係る妥当性について、初回評価時点において妥当と評価している。JCR では今回改訂された本フレームワークにおいて、大きな変更がないことを確認している。また、透明性についても、本レビュー評価レポートおよび当社のウェブサイトにおける開示により確保されていると判断している。

(3) 資金管理の妥当性及び透明性

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、初回評価時点において妥当と評価している。今回改訂された本フレームワークでは、資金調達後 36 か月以内に全額充当することが追加されている。JCR では今回の追加内容は、充当までの期間をフレームワークに定めたものとして望ましいと評価している。また、本フレームワークに記載の通り、今後当社によってグリーンファイナンスによって調達した資金の充当状況は定期的に報告される予定であり、透明性は確保されると判断している。

³ EHS ガイドライン (総論) では、環境、健康、安全に係る全セクター共通に起こり得る問題点について横断的な情報を含んでいる。

(4) レポートリング体制

a. 資金充当状況レポートリング

JCR では初回評価時に、資金充当に係るレポートリング内容および頻度は適切であると評価を行っている。今回改訂された本フレームワークにおいても、変更がないことを確認している。

なお、2020年2月に Vena Energy は初のグリーンボンド発行を行っている。2020年6月に公表された Sustainability and Financial Report 2019 では、資金充当の対象となったプロジェクトの国別の充当額について公表が行われている。JCR では、年次で下記内容について全額充当までレポートリングが適切に行われるかを注視していく。

(資産充当状況レポートリング)

- 資産タイプ別、プロジェクトの詳細を含む資金充当レポート
- 国別の分布
- 開発・運営フェーズに係る情報を含むグリーンボンド/ローンの新規投資又はリファイナンス対象プロジェクトの加重平均年数
- 資産分類別事業規模 (MW)
- 年間総稼働時間数
- 資金使途の対象となったプロジェクト例 (年月、所在地、分類、進捗状況)

b. インパクトレポートリング

Vena Energy は、当初フレームワークで想定していたインパクトレポートリングに加え、新たに資金使途としたプロジェクトに関連したインパクトも含め、以下の項目をウェブサイト上で開示の予定である。

グリーン適格分類	レポートリング対象のプロジェクト	レポートリング指標例
再生可能エネルギー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電 2. 風力発電 3. 水力発電 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置した定格容量 (MW) ● 年間 GHG 削減量 (CO₂ トン換算) ● 年間再生可能エネルギー発電量 (MWh) ● 電力供給世帯数
省エネルギー	<ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギー貯蔵技術およびシステム 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間エネルギー貯蔵量 (MWh) ● エネルギー貯蔵設備設置容量および周波数制御補助サービス設置サービス
循環型経済に関する技術およびプロセス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料のリサイクル、再精製、再利用・再販売 2. 組織的な漏出および環境への負の影響を最小化することに貢献する、維持システム、原料および 	<ul style="list-style-type: none"> ● シリコン、ガラス、アルミニウムおよび貴金属等の回収重量 (特にプロジェクトの終了段階) ● 規格外、破損、廃棄された大型主要設備の回収重量 (例：風力発電用ブレードおよびタワー) ● 有害物質の使用最少化あるいは段階的廃止

	(または) 資産への投資	(既存設備での使用量との削減割合) (太陽光パネルなど)
--	--------------	------------------------------

なお、2020年2月に発行が行われたグリーンボンドに関するインパクトレポートについては、前述の Sustainability and Financial Report 2019 において監査法人の限定的保証を得ており、レポートの内容は適切であると JCR では評価している。

(5) 組織の環境への取り組み

当社は、再生可能エネルギーの開発運営事業に特化した事業会社として、地球環境保全に貢献することを経営の重要な方針とし、アジア太平洋州地域における事業の拡大を図ってきた。当社は 2012 年の創立以来、ESG への配慮を事業開発、資産管理の各段階で取り入れている。その際には、IFC Performance 基準や世銀グループの環境健康安全配慮ガイドライン等の国際的な基準に準拠した環境・社会・ガバナンス方針（“ESG 方針”）を策定し、実際のオペレーションにおける方針と手続きを定めている。

ESG 方針は以下の目的達成を目指している。

- 関連法令の遵守
- プロジェクトの環境、従業員及びステークホルダーに対するポジティブなインパクトを最大化し、ネガティブなリスクを最小化すること
- 天然資源の有効活用と、可能な限りの環境保護
- 気候変動をもたらす人為由来の GHG 排出量の削減
- ILO の国際労働基準及び国連の世界人権宣言の遵守
- 事業活動に伴う周辺社会への適切な配慮

上記目的を達成するため、実際の投資判断に際しては、投資除外リストを設けているほか、環境・社会配慮に係るコンサルタントを雇用し、環境・社会マネジメント計画（ESMP）の一環としてリスク評価及び改善計画実行を支援してもらっている。日々の環境安全社会配慮に関しては、各国の HSSE マネージャーが管理している。当社の規定上、中程度（moderate）、大（major）、重大（material）と思われる事故が発生した場合には、すぐにその情報がチーフ・リスク・オフィサー、HSSE グループ長及び法務担当役員を含むグループ、国別のシニア・マネジメントレベルに報告される。また、事故発生から 24 時間以内にその詳細が国別事故報告ポータルで全社に共有され、特に主要もしくは重大な出来事については、事故・調査報告書が調査および改善のために社内関連部署に提出されることとなっている。

ESG 方針では、当社の取締役会、所在国の責任者、各地域のマネジメントチームがグリーンプロジェクトにおける環境社会配慮や問題が発生した際の対応における責務（実施、モニタリング、レポート）が明確に定められている。

当社は 2019 年 11 月に国連グローバル・コンパクト（UNGC）に署名を行い、戦略、企業文化、日常業務に上記方針を組み込んでいくと同時に、国連が提唱する SDGs の達成に向けてプロジェクトの面から協力していくことを宣言しているほか、2020 年 2 月には本フレームワークに基づいた初のグリーンボンドの発行を行うなど、ESG に関する取り組みを強化している。JCR はこれらの Vena Energy の環境問題に係る積極的な取り組みを評価している。

以上から、JCR は、当社の経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、各国に配置された現地法人の主導により各プロジェクトの運営において環境社会配慮がなされていることを確認した。また、当社では必要に応じて、グリーンファイナンス・プロセス、グリーンプロジ

エクトの選定、開発、運営の各段階に応じて、多様な外部専門家を活用していることを確認した。当社の環境への取り組みは、事業活動そのものが脱炭素に貢献するものであることに加え、事業実施に際して発生し得る環境社会面への負の影響の恐れを最小化するための手立てが十分にとられていると評価している。

4. レビュー結果

前項に記載した事項を検証した結果、評価対象となる本フレームワークの内容は、改訂された部分を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、環境省によるグリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体/借入人 : Vena Energy

【レビュー】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 : Green 1(F) グリーン性評価 : g1 (F) 管理・運営・透明性評価 : m1 (F)

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「グリーンファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR のグリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■ 用語解説

JCR グリーンファイナンス評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■ グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■ その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル